

令和2年10月18日一部改定

アチーブ特待生規約

第1条〔特待生の使命〕

アチーブ特待生は、アチーブ進学会会員規約、および本規約を順守して、当会が掲げる教育理念、求める児童・生徒像に照らして、会員の模範となるように努めるものとする。

第2条〔資格付与期間〕

アチーブ特待生の資格付与期間は当年度3月から翌年度2月（新中3は3月）までの12カ月（13カ月）間とする。

第3条〔資格継続〕

翌年度以降も新たに申請を行うことで、特待生資格を継続することができる。

第4条〔活動報告〕

アチーブ特待生は、年2回の報告（中間・最終）、活動実績とその成果を所定の方法で報告し、助言に基づいて改善向上に努めるものとする。

第5条〔資格の喪失〕

特待生資格付与通知後2週間を経過しても、理由なく受講手続きが完了されなかったときは、特待生資格を喪失する。

第6条〔資格の停止〕

公序良俗に反する行為、怠慢、長期欠席等により模範性を著しく欠き、または、実際の行動が申請時記載事項と著しく異なり、教員や保護者の指導や助言によっても改善される見込みがないと判断されるときは、特待生資格を停止するものとする。

第7条〔資格の取消〕

申請書記載事項に、虚偽の内容、事実と著しく異なる内容が記載されたときは、資格付与後であっても申請時に遡って資格を取り消すものとする。

二 中間報告書・最終報告書が適正に提出されなかった場合は、申請時に遡って特待生資格を取り消すものとする。

第8条〔資格の放棄〕

書面による申し出により付与期間途中でも特待生資格を放棄できる。申請時コースを解除、あるいは変更した場合は自動的に喪失し、再付与されないものとする。

第9条〔資格の喪失・取消・放棄の場合の措置〕

正当な理由なく資格を喪失した場合、あるいは、放棄した場合、翌年度から起算して3年間、特待生資格の申請することはできない。

二 資格取消となった場合、翌年度から起算して5年間、特待生資格の申請を行うことはできない。

以上